

第 11 号

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例
の一部を改正する条例

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例（平成21年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第2条第21項」を「第2条第22項」に、「同条第22項」を「同条第23項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。